

5 現行NISAの非課税期間満了後の取り扱い

① 課税口座へ移管する

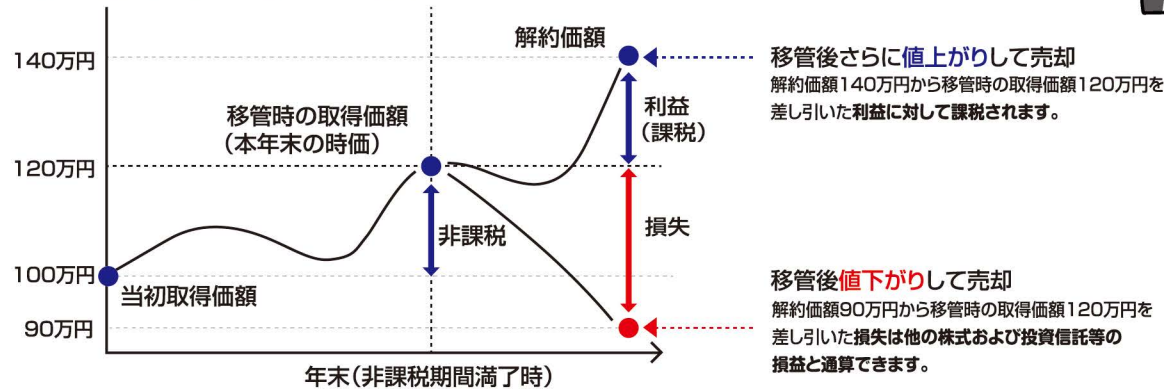
お客さまのお手続きは不要です。

注意点

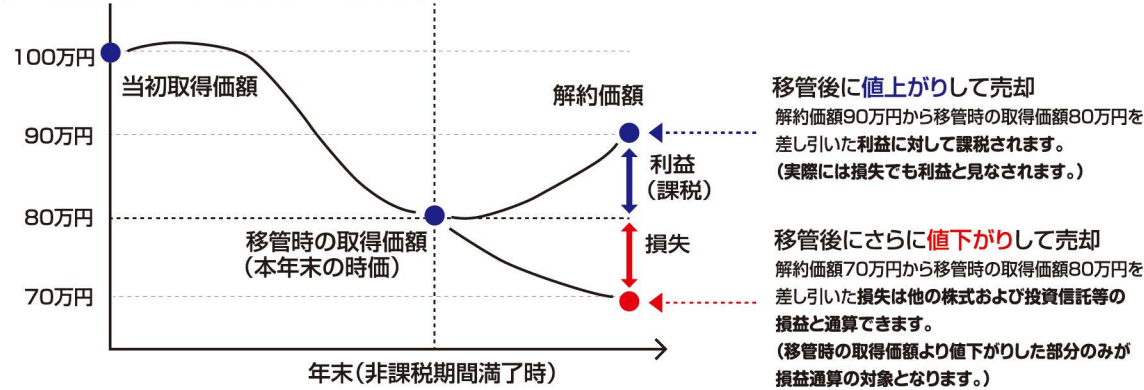
特定口座（未開設の場合は一般口座）に移管した場合、**年末の時価が取得価額**となり、移管後に売却する際、当該取得価額をもとに譲渡損益が計算されます。



【年末の時価 > 当初取得価額の場合】



【年末の時価 < 当初取得価額の場合】



② 非課税期間内に解約する

足利銀行の窓口またはインターネットバンキングにてご注文ください。

注意点

受渡日（指定預金口座へのご入金日）が非課税期間満了となる年の12月末までとなるお取引が対象となります。受渡日は銘柄によって異なりますので、お早めにご準備ください。

投資信託（積立投信、積立投信タイムプラス含む）のご留意事項

各商品には価格・為替の変動等により損失が生じるおそれがあります。

主なリスクの種類について	価格変動リスク	為替変動リスク	信用リスク
	金利や株価等の変動により、損失が生じるおそれがあります。	為替レートの変動により、損失が生じるおそれがあります。	発行者等の信用状況や発行者等に対する外部評価の変化などにより、損失が生じるおそれがあります。

●預金保険の対象ではありません。●各商品のお申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」をお渡ししますので、内容を十分お読みのうえご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」は、足利銀行の本支店の店頭にご用意しております。●当行では、お客さまに合った商品をご提案しております。ご相談の内容によりましては、ご購入いただけない場合もございますので、予めご了承ください。なお、一部お取引できない店舗がございます。【費用について】お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差し引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差し引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。

（2024年以降のNISAのご利用にあたり、ご留意いただきたい事項）

- ・特定預り、一般預りで保有している国内公募株式投資信託（以下「株式投資信託」）をNISA預りに移管することはできません。
- ・NISA預りに係る配当金等や売却損益等と、特定預り、一般預りとの損益通算はできません。また、NISA預りの売却損は税務上ないものとみなされ、繰越控除はできません。
- ・NISA預りから払い出された株式投資信託の取得価額は、払出日の時価となります。
- ・2023年12月までに購入し、NISA預りとして保有している株式投資信託の分配金は非課税となります。ただし2024年1月以降、当該分配金を再投資する際、当行ではNISA預り以外のお預り（特定預りや一般預り）でのご購入になります。
- ・投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は、NISA預りでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、NISA預りにおける非課税のメリットは享受できません。
- ・お客さまのご住所・お名前等が変更となる場合または国外に出国する場合等は、所定の書類をご提出いただく必要があります。
- ・つみたて投資枠のご利用にあたり、つみたて投資枠に係る積立契約（累積投資契約）により購入した株式投資信託について、原則として年1回、信託報酬等の概算値を通知いたします。
- ・法令により、当社は、つみたて投資枠を設けた日から10年後等の「基準経過日」には、お客さまの氏名・住所を再確認させていただきます。「基準経過日」から1年以内に確認できない場合、新たなNISAでの購入を停止させていただきます。

あしぎんフリーダイヤル



0120-21-6556

受付時間／平日9:00～17:00
（銀行休業日を除く）

商号 株式会社足利銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第43号 加入協会 日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会

新しいNISA制度がはじまります

2024年1月より、NISA制度（少額投資非課税制度）が変わります。

現在、足利銀行でNISA口座をご利用いただいているお客さまにつきましては、

新しいNISA口座が自動的に開設されますので、**お手続きは不要**です。



1 2024年からの新しいNISA制度とは？

改正後のイメージ	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額（総枠）	1800万円※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		1200万円（成長投資枠の上限）
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔現行のつみたてNISA対象商品と同様〕		上場株式・投資信託等 ※対象外となる商品 （①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、 毎月分配型の投資信託及び デリバティブ取引を用いた一定の投資信託等）
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した 商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

2023年11月時点



② 一般NISAをご利用のお客さま

新しいNISAでは対象外となる商品があります

現行NISAでは非課税対象である商品の一部（毎月分配型ファンド等）が、新しいNISAでは対象外となります。

●積立投信のお取扱いについて

成長投資枠対象ファンドをご契約の場合

引き続きNISA口座（非課税）での購入ができます。
お客さまにおけるお手続きは不要です。



新しいNISA
（つみたて投資枠・成長投資枠）
対象商品一覧はこちら

※変更・追加の可能性があります。

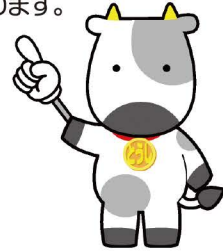
成長投資枠対象外ファンドをご契約の場合

課税口座（特定口座または一般口座）での購入となります。積立の変更や廃止等をご希望のお客さまは、足利銀行の窓口、またはインターネットバンキングにてお手続きをお願いします。

一般NISA利用積立投信契約



※2023年までにNISAで購入した分は、新しいNISAとは別枠で非課税期間終了まで運用を継続できます。



③ つみたてNISAをご利用のお客さま

新しいNISAでは、つみたてNISAのすべての商品が「つみたて投資枠」の対象となります

現在お客さまにご契約いただいている「つみたてNISA」は、すべての商品が2024年の新しいNISA制度開始以降、「つみたて投資枠」の対象となるために**お客さまにおけるお手続きは不要です**。引き続きNISA口座（非課税）での購入ができます。
なお2023年までに非課税枠を利用し購入した分は、新しいNISAとは別枠で管理され、非課税期間満了まで運用を継続できます。

月々の積立可能金額が拡大されます。

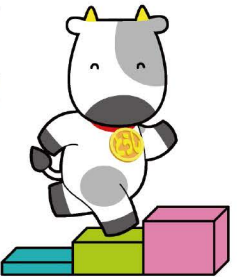
積立投信の金額変更等をご希望のお客さまは、12月分の購入後に、足利銀行の窓口、またはインターネットバンキングにてお手続きをお願いします。

つみたてNISA利用積立投信契約



便利な来店予約サービスはこちら

ご来店の際には、事前に「ライフプランに関するご相談」でのご予約をいただくとスムーズにお手続きできます。



④ ご確認いただきたい変更点

●現行NISAで購入した商品は新しいNISAへ移管できません

従来（2022年末まで）NISA期間満了時に、ご選択可能であったロールオーバー（翌年NISA枠への移管）はご選択いただけなくなりました。現行NISAの非課税期間終了後は、課税口座へ自動的に移管されます（非課税期間内に解約することも可能です）。

●現行NISAで保有している預り分の分配金再投資は課税口座での購入となります

現行NISA（一般NISA・つみたてNISA）の累投型の預り分に対する分配金を再投資する場合は、2024年1月以降、課税口座での購入となります。

●現行NISAおよび新しいNISAで、同じ商品を購入後に解約する場合の取り扱い

現行NISAで購入いただいた商品を、新しいNISAでも購入いただいた場合、ご解約の際はそれぞれを分けてのご解約はできません。

※先にご購入いただいた明細からのご解約となります。ただし、一般NISA（成長投資枠）とつみたてNISA（つみたて投資枠）は別々に解約ができます。

●年間投資枠の使い残し、再利用について

年間投資枠（成長投資枠240万円・つみたて投資枠120万円）を使い残した場合でも、翌年へ繰り越すことはできません。ただし、売却により非課税保有額が減少した場合には、翌年以降に年間投資枠の範囲内で再利用することが可能です。

新しいNISAのポイント

1 制度の使える期間が「恒久化」

現行制度は利用できる期間が限定されていましたが、新しいNISAは**恒久化されます**。

2 非課税期間が「無期限化」

現行制度は一般NISAが5年（ロールオーバーの一部期間延長を除く）、つみたてNISAが20年と、非課税期間が限られていましたが、新しいNISAでは**無期限**になります。

3 年間投資枠が「拡大・併用可能」

現行制度は一般NISA（年間非課税枠120万円）とつみたてNISA（年間非課税枠40万円）のどちらかを選択する必要がありました。新しいNISAは成長投資枠（**年間非課税枠240万円**）とつみたて投資枠（**年間非課税枠120万円**）が**併用可能**で、**合計で360万円まで**投資することができます。

4 生涯非課税限度額が「1800万円」

新しいNISAでは新たに購入金額ベースで**最大1800万円**の**非課税限度額**が設定され、売却した場合は購入金額分の枠が翌年復活します。

